

国分寺都市計画地区計画
史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画
低層住宅・小規模店舗調和地区
用途認定基準

令和3年3月（改定）

国分寺市

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 用語の定義	1
第2章 建築物の用途の制限に関する認定基準	2
1 地区整備計画の内容	2
2 認定の基準	2
第3章 維持管理	5
1 維持管理	5
2 維持管理の誓約	5
3 維持管理の責務	5
4 認定図書の保管	5
第4章 認定の手続き	6
1 事前相談	6
2 近隣住民説明	6
3 認定の手続き	6
4 必要書類	7
5 計画の変更	7
6 記載事項の変更	7
7 完了の報告	7
8 認定を受けた建築物の増築・改修等	8

様式集

第1章 総 則

1 目的

本認定基準は、史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画（以下「史跡周辺地区地区計画」という。）の区域内のうち、第二種低層住居専用地域に指定している「低層住宅・小規模店舗調和地区」において、地区整備計画により建築物等の用途に制限を受ける、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第二（ろ）項第二号に掲げる建築物について、史跡周辺地区地区計画に適合するものとして市長が認める基準を定めることにより、国分寺市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年条例第17号。以下「制限条例」という。）の規定による本認定制度の適正な運用を図り、当該地区内の「史跡周辺のまちづくり資源を活かした交流の促進と、緑豊かで安全・安心な生活環境の維持・向上」に資することを目的とする。

2. 用語の定義

建築基準法及び同法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）に基づく。

第2章 建築物等の用途の制限に関する認定基準

1 地区整備計画の内容

低層住宅・小規模店舗調和地区
約 16.7 ha
建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第二（ろ）項第二号に掲げる建築物は建築してはならない。 ただし、本地区計画に適合するものとして市長が認めたものはこの限りではない。

2 認定の基準

建築基準法別表第二（ろ）項第二号に掲げる建築物（以下「店舗等」という。）について、本地区計画に適合するものとして市長が認める基準は、原則として次に定める要件（ア～クの項目）をすべて満たすものとする。

ア 営業に伴う騒音や振動

営業に伴い騒音や振動が発生することが想定される店舗等は建築しないこと。また、東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号。以下「東京都環境確保条例」という。）を遵守するとともに、騒音や振動対策により周辺の住環境や風紀に十分配慮すること。

騒音や振動対策の計画について、本認定の申請をする前に、建設環境部環境対策課に事前相談を行い、協議すること。

なお、深夜（「東京都環境確保条例第 132 条 深夜の営業等の制限」に基づき、23 時から翌朝 6 時までの間とする。）の営業は騒音や振動による周辺の住環境や風紀に与える影響を考慮し、行わないこと。

東京都環境確保条例における第二種低層住居専用地域の騒音・振動規制基準（抜粋）

	時間の区分	音源・振動源の存する敷地と隣地との境界線における音量（単位：デシベル）
騒音	午前 8 時から午後 7 時まで	45
	午後 7 時から翌日午前 8 時まで	40
振動	午前 8 時から午後 7 時まで	60
	午後 7 時から翌日午前 8 時まで	55

ただし、学校・保育所・病院・診療所・老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、当該地から 5 デシベル減じた値とする。

イ 周辺道路網に与える交通負荷

店舗等の立地にあたっては、原則として現況の幅員が4 m以上の道路に、敷地が接道すること。

なお、幅員4 mの道路に接道しないものについては、敷地内に荷捌きの空間を確保すること。荷捌きの空間については、駐車ます程度の空間を確保することとし、駐車ますの設計基準は『駐車場設計・施工指針について（平成4年建設省）』駐車ますの構造のうち、小型乗用車項目を適用する。

設計対象車両	長さ	幅員
小型乗用車	5.0	2.3

(単位：m)

ウ ユニバーサルデザインへの配慮

「東京都福祉のまちづくり条例施行規則 別表第7 小規模建築物に関する遵守基準(特定都市施設)(第5条関係)」における遵守基準に適合すること。ただし、当該基準を順守することが困難であると市長が認めた場合はこの限りではない。

便所については、上記により設置するものを含め、史跡来訪者等が利用可能となるよう整備するとともに、その旨を店舗等の入口等の視認しやすい場所に掲示すること。

エ 営業に伴う臭気

営業に伴い著しい臭気が発生することが想定される店舗は建築しないこと。また、東京都環境確保条例を遵守するとともに、排気フード等の排気口の設置位置の工夫や排気脱臭装置の設置等の臭気対策により周辺の住環境や風紀に十分配慮すること。

臭気対策の計画について、本認定の申請をする前に、建設環境部環境対策課に事前相談を行い、協議すること。

上記のほか、地区整備計画として定められている以下の事項(オ～ク)についても満たすこと。

オ 建築物の敷地面積の最低限度への適合

建築物の敷地面積は110 m²以上とすること。ただし、この地区計画が告示された際、現に存する敷地の面積が110 m²未満の場合、又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地とし、かつ、その全部を一の敷地として使用する場合は、当該敷地面積を敷地面積の最低限度とする。

カ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限への適合

建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避けるなどまちなみの形成に配慮し、周辺環境と調和したものとすること。また、屋外広告物は東京都屋外広告物条例に適合する建築物と一体のもの、また歩行者空間に配慮したものなどとし、派手な色彩を避けるとともに、設置位置、形態、規模、意匠等について周辺の環境と調和したものとすること。

なお、計画に際しては「東京都景観計画」、「東京都景観色彩ガイドライン」、「国分寺市景観まちづくり指針」、「国分寺市景観まちづくりヒント集」、「国分寺市景観まちづくり指針要素別の景観配慮方針」を参照するとともに、本認定の申請等をする前に、まちづくり部まちづくり推進課と事前相談を行い、協議すること。

【国分寺市ホームページ参照URL】

○国分寺市の景観まちづくり

<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/koutsuu/keikaku/1012017.html>

キ 垣又はさくの構造の制限への適合

道路に面する垣又はさくの構造は、次のいずれかのものとすること。ただし、地盤面からの高さが0.6m以下のもの、門柱及び門扉についてはこの限りではない。

- (1) 生垣、又はフェンス等の透視可能なもの。
- (2) コンクリートブロック塀、石塀、万年塀、その他これらに類する構造の塀以外のもので、色彩や形状において周辺の住環境との調和に配慮したもの。

なお、垣又はさくの構造の計画について、本認定の申請をする前に、まちづくり部まちづくり推進課に事前相談を行い、協議すること。

ク 緑化に関する事項への適合

敷地内緑化率の目標を15%、敷地内緑化率の最低限度を5%とし、道路側の緑化に努めること。なお、敷地内緑化率の定義については、国分寺市まちづくり条例（平成16年条例第18号。以下「まちづくり条例」という。）の別表第5備考3の緑化率とする。ただし、条例第6章第3節の規定の適用を受ける開発事業については、敷地内緑化率の最低限度は条例別表第5に定める基準を適用する。

敷地内緑化率の確保にあたっては、まちづくり条例の緑化整備基準を準用し「緑地とする地積面積（敷地内緑地面積）」及び「樹木の植栽本数（換算緑化面積）」の両方を確保すること。

なお、敷地内緑化の計画について、認定の申請をする前に、建設環境部緑と建築課に事前相談を行い、協議すること。

第3章 維持管理

1 維持管理

本認定を受けたものは、店舗等が常時認定基準の要件を満たすよう、適切に維持管理を行うこと。

2 維持管理の誓約

本認定を受けようとするものは、認定申請書(国分寺市建築基準法施行細則様式第22号)とともに誓約書(様式2)及び維持管理責任者選任届(様式3)を提出すること。維持管理の責任者を変更する際は、その都度の維持管理責任者変更届(様式4)を提出すること。

(※申請・届出等の書類は、本書において特に記載のないものについては建築指導課へ提出してください)

3 維持管理の責務

敷地又は建築物の譲渡、若しくは賃貸借等を行う場合は、所有者(新築時にあっては建築主)及び譲受人は以下の責務を負うものとする。

ア 第三者への転売、譲渡、又は賃貸借等について

所有者(新築時にあっては建築主)及び当該建築物に関わる宅地建物取引業者は、売買契約書(賃貸借の場合は賃貸借契約書)、重要事項説明書、管理規約、パンフレット及び広告等に本地区計画の義務を明記し、購入者又は賃貸借契約者等に十分周知すること。

イ 維持管理の業者委託について

所有者(新築時にあっては建築主)が、当該認定を受けた店舗等の維持管理を業者に委託する場合、管理委託契約書等に店舗等の適切な維持管理に関する事項を明記すること。また、所有者(新築時にあっては建築主)は、管理委託契約書に基づき、店舗等の適切な維持管理を委託業者に対して遵守させること。

ウ 店舗等の営業形態の変更等について

店舗等の営業形態の変更等にあたり、認定を受けた際の要件を変更する場合は、変更内容に係らず事前に協議し、必要な手続きを行うこと。

4 認定図書の保管

所有者又は建築主若しくは維持管理責任者は、当該認定に係る申請書等の図書を保管すること。

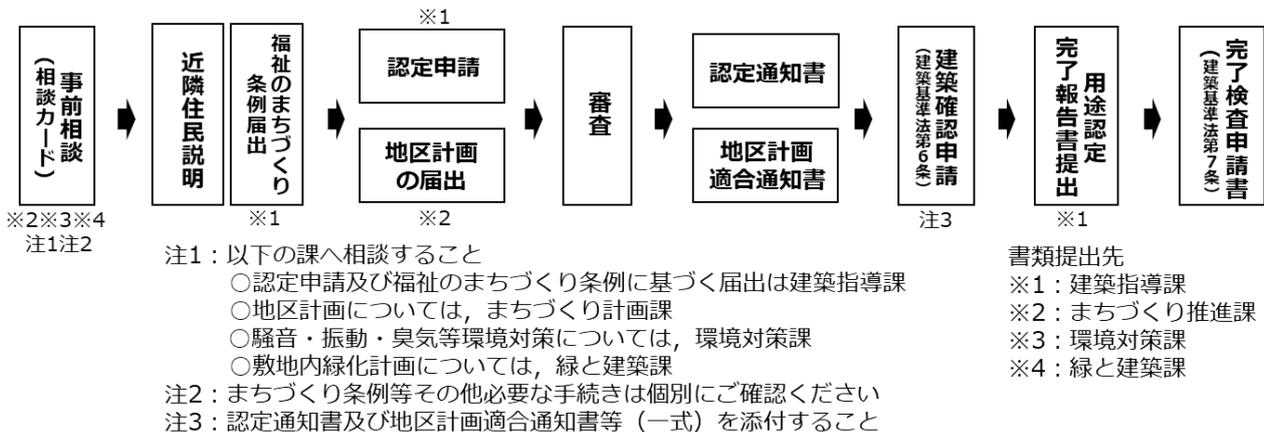
第4章 認定の手続き

制限条例の規定に基づき建築物等の用途の制限に係る認定を受けようとするものは、認定申請書に必要な図書等を添えて提出し、適合通知書の交付を受けなければならない。

本章には、認定に係る必要な手続きを示す。

1 事前相談

本認定を受けようとするものは、認定申請書の提出及び地区計画の届出をする前に、地区計画についてはまちづくり推進課に、騒音・振動・臭気等に対する環境対策計画については建設環境部環境対策課に、敷地内緑化計画については建設環境部緑と建築課に事前相談を行うこと。事前相談にあたっては、事前相談カード（参考様式）に必要な資料を添付してそれぞれ提出すること。



2 近隣住民説明

本認定を受けようとするものは、まちづくり推進課との事前相談を行った上で、近隣住民に対し、店舗等の建築物の計画及び営業計画を説明するとともに、これに対する意見及び要望を聴き、近隣住民の理解が得られるよう努めなければならない。

また、これらの結果を認定申請書の提出をする前にまちづくり推進課へ報告したうえで、記録を認定申請書に添付し、提出すること。

3 認定の手続き

本認定を受けようとするものは、上記の事前相談及び近隣住民説明を行った上で、認定申請書に、次頁「4 必要書類」に示す図書を添えて建築指導課へ提出し、適合通知書の交付を受けること。

また、これとあわせて都市計画法第58条の2第1項の規定による地区計画の届出をまちづくり推進課へ提出すること。

4 必要書類

本認定を受けようとするものは、次に掲げる図書をチェックリスト（本書様式集参照）を認定申請書に添えて建築指導課へ提出（正副2部）するとともに、この写しをあわせてまちづくり推進課へ提出する地区計画の届出に添付すること。

- (1) 用途認定に係る計画概要書（様式1）
- (2) 用途認定に係る誓約書（様式2）
- (3) 維持管理責任者（選任・変更）届（様式3）
- (4) 近隣住民説明の範囲、実施日時及び近隣住民からの意見・要望の記録とそれに対する見解・計画への対応に関する資料一式
- (5) 付近見取り図、配置図（縮尺100分の1以上）、各階平面図（縮尺50分の1以上）、2面以上の立面図（縮尺50分の1以上）
- (6) その他、事前相談等関連文書及びその認定に係る計画内容がわかる図面等の一式
なお、認定に係る計画内容について、上記（5）に示す各図面に記載することができる。
- (7) 用途認定に係る事前協議書（参考様式。市が協議成立日を記入したもの）資料一式の写し（まちづくり推進課、環境対策課及び緑と建築課）

※代理人による申請の場合は、上記図書に加えて任意書式の委任状も添付すること

5 計画の変更

本認定を受けた建築物の認定に係る内容について、地区計画の届出から工事完了報告までに変更をしようとする場合は、事前に市と協議し、必要な手続きを行うこと。

6 記載事項の変更

認定に係る事項の変更等を行おうとする場合は、変更内容に係わらず事前に市と協議し、用途認定に係る記載事項の変更届（様式4）に地区計画の届出の副本、適合通知書の写し、変更内容がわかる書類及び図面、その他必要な書類を添えて建築指導課へ提出するとともに、その写しをまちづくり推進課へ提出すること。

なお、建築物の増築・改修等により認定に係る内容を変更しようとする場合は次頁の「10 認定を受けた建築物の増築・改修等」を参照すること。

7 完了の報告

工事の完了後、認定を受けた建築物の認定に係る内容について完了報告書（様式5）を提出すること。

8 認定を受けた建築物の増築・改修等

工事完了報告後，建築物の増築・改修等により認定に係る内容を変更しようとする場合は，変更内容に係らず事前に市と協議し，必要な手続きを行うこと。

認 定 申 請 書

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者 住所

氏名

印

電話

()

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

建築基準法第 条第 項第 号の規定により認定を受けたいので、次のとおり申請します。
 条例

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(1) 建築主の住所及び氏名						電話 ()
(2) 代理者の住所及び氏名						電話 ()
(3) 敷地の地名地番	国分寺市					
(4) 地域・地区						
(5) 建築物の主要用途		(6) 建築物の数	棟	(7) 最高の高さ	m	
\	申請部分	申請以外の部分	合計	※ (11) 敷地面積に対する割合	※ (12) 敷地面積に対する割合の限	
(8) 敷地面積	m ²	m ²	m ²			
(9) 建築面積	m ²	m ²	m ²	%	%	
(10) 延べ面積	m ²	m ²	m ²	%	%	
	①	()	()	()		
	②	()	()	()		
	③	()	()	()		
	④	()	()	()		
	⑤	()	()	()		
	⑥	()	()	()		
	⑦	()	()	()		
	⑧	()	()	()		
	⑨	()	()	()		
	⑩	()	()	()		
	⑪	()	()	()		
	⑫	()	()	()		
※(13) 備考						
※受付欄				※ 認定番号欄		
				年 月 日		
				第 号		

- (注意) 1 (4)欄は、当該地域又は地区における建蔽率及び容積率も記入してください。
また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建蔽率及び容積率も記入してください。
- 2 (10)欄の()内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
 - ② エレベーターの昇降路の部分
 - ③ 共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分
 - ④ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分
 - ⑤ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分
 - ⑥ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分
 - ⑦ 自家発電設備を設ける部分
 - ⑧ 貯水槽を設ける部分
 - ⑨ 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分
 - ⑩ 住宅の用途に供する部分
 - ⑪ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
 - ⑫ 容積率の算定の基礎となる延べ面積（各階の床面積の合計から①に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、②及び③に記入した床面積並びに④から⑨までに記入した床面積（これらの面積が、次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積）を記入してください。
 - ア 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分 5分の1
 - イ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1
 - ウ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分 50分の1
 - エ 自家発電設備を設ける部分 100分の1
 - オ 貯水槽を設ける部分 100分の1
 - カ 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分 100分の1
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 4 申請者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画
用途認定に係る認定申請及び地区計画の届出提出書類チェックリスト

※本様式は認定申請書及び地区計画の届出に添付し、チェックボックスへの記入により提出書類の確認を行ってください。

提出書類

①申請様式

- | | | |
|---|---|-----------|
| <input type="checkbox"/> 申請書（国分寺市建築基準法施行細則様式第 22 号） | } | ※用途認定申請時 |
| <input type="checkbox"/> 委任状（代理人が申請する場合に添付） | | |
| <input type="checkbox"/> 用途認定に係る計画概要書（様式 1） | | |
| <input type="checkbox"/> 用途認定に係る誓約書（様式 2） | | |
| <input type="checkbox"/> 維持管理責任者（選任・変更届）（様式 3） | | |
| <input type="checkbox"/> 都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づく届出書 | } | ※地区計画の届出時 |

②近隣住民説明について以下の項目を記載した記録

- 説明範囲
- 実施日時
- 近隣住民からの意見・要望とそれに対する見解・計画への対応

③図面等

- 付近見取り図
- 配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの）
- 各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上のもの）
- 2 面以上の立面図（縮尺 50 分の 1 以上のもの）
- 環境対策に係る計画内容を示す図面*・設備機器仕様書のコピー等
- その他認定に係る計画内容について示す図面*

（ユニバーサルデザインへの配慮，史跡来訪者等が利用できるトイレの設置，荷捌き駐車スペース，敷地面積の最低限度，建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限，垣又はさくの構造，土地の利用に関する事項（敷地内緑化率）等）

※上記の配置図，平面図，立面図等と兼ねることができる

- その他参考資料（ ）

④事前協議資料の写し

- まちづくり推進課との事前協議（参考様式）の写し*及び添付資料一式
- 建設環境部環境対策課との事前協議書（参考様式）の写し*及び添付資料一式
- 建設環境部緑と建築課との事前協議書（参考様式）の写し*及び添付資料一式

※市が協議成立日を記入したもの

⑤その他

- その他必要な資料（ ）

史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画
用途認定に係る計画概要書

項目	計画概要	
店舗等の名称		
建築場所		
建築物の敷地面積	m ²	
建築物の用途		
認定の基準に関する計画の概要	店舗等部分の延べ面積	m ²
	周辺道路網に与える交通負荷への配慮	前面道路幅員 m 荷捌き空間： 有 ・ 無
	営業時間	時 分～ 時 分
	史跡来訪者等が使用可能な便所の設置	有 ・ 無 ※無の場合は備考欄に理由を記載すること
	ユニバーサルデザインへの配慮	東京都福祉のまちづくり条例 適合 ・ 不適合 届出番号： ※不適合の場合は理由を備考欄に記載すること
	敷地内緑化率	%
維持管理責任者		
その他特記事項		
備考		

史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画
用途認定に係る誓約書

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者

住 所

氏 名

⑩

連絡先

このたび、下記建築物について史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画に定める建築物等の用途の制限に係る認定を受けるにあたり、史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画及び同認定基準に基づいて用途認定申請書及び添付図書のとおり計画いたしました。

私は、史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画及び同認定基準に基づいて設置する建築物等を、責任を持って適切に維持管理することを誓約いたします。また、計画を変更する場合は、同地区計画及び認定基準の趣旨に従って、必要な手続きを適切に行うことを誓約いたします。

記

1 店舗等の名称

2 建築場所

以 上

備考 申請者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画
用途認定に係る維持管理責任者（選任・変更）届

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者
住 所
氏 名
Ⓜ
連絡先

下記建築物の維持管理責任者について、（選任・変更）したので届け出ます

店舗等の名称	
建築場所	
維持管理責任者	(会社・組合名) (代表者氏名) (担当者氏名) (電 話)

誓約書

上記の建築物について、史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画及び認定基準に基づき、適切に維持管理することを誓約いたします。

年 月 日

維持管理責任者 住 所
代表者氏名

Ⓜ

備考 申請者及び維持管理責任者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画
用途認定に係る記載事項の変更届

年 月 日	
国分寺市長 殿	
申請者 住 所 氏 名 ⑩ 連絡先 (名義変更の場合は以下に変更前の申請者を記入) 住 所 氏 名 ⑩ 連絡先	
1 店舗等の名称	
2 認定年月日及び番号	
3 建築場所	
4 届出事項	
5 理由	
ア 申請者の名義変更は、双方連名のうえ捺印してください。 イ 4の欄には、届出箇所の変更前及び変更後の概要等を記入し、適宜必要な書類を本届出書に添付してください。	

備考

- 1 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。
- 2 申請者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画
用途認定に係る事前相談カード

年 月 日

国分寺市まちづくり部まちづくり推進課 御中

事業主

住 所

氏 名

連絡先

相談者（代理人）

住 所

氏 名

連絡先

史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画区域内における下記の建築計画について、地区整備計画における建築物等に関する事項のうち用途認定基準を活用するため、次のとおり事前相談いたします。

項 目	計画概要
店舗等の名称	
建築場所	
建築物の用途	
その他特記事項	
添付資料	<input type="checkbox"/> 用途認定に係る計画概要書（様式1） <input type="checkbox"/> 認定基準に関する誓約書（様式2） <input type="checkbox"/> 維持管理責任者（選任・変更届）（様式3） <input type="checkbox"/> 付近見取り図，配置図，各階平面図，2面以上の立面図 <input type="checkbox"/> 用途認定に係る計画内容がわかる図面等 <input type="checkbox"/> その他参考資料（ ）
協議成立日	※市記入欄 年 月 日

史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画
用途認定に係る事前相談カード

年 月 日

国分寺市建設環境部環境対策課 御中

事業主

住 所

氏 名

連絡先

相談者（代理人）

住 所

氏 名

連絡先

史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画区域内における下記の建築計画について、地区整備計画における建築物等に関する事項のうち用途認定基準を活用するため、環境対策について、次のとおり事前相談いたします。

項 目	計画概要
店舗等の名称	
建築場所	
建築物の用途	
その他特記事項	
添付資料	<input type="checkbox"/> 用途認定に係る計画概要書（様式1） <input type="checkbox"/> 付近見取り図，配置図，各階平面図，2面以上の立面図 <input type="checkbox"/> 環境対策に係る計画内容がわかる図面・設備機器仕様書のコピー等 <input type="checkbox"/> その他参考資料（ ）
協議成立日	※市記入欄 年 月 日

史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画
用途認定に係る事前相談カード

年 月 日

国分寺市建設環境部緑と建築課 御中

事業主

住 所

氏 名

連絡先

相談者（代理人）

住 所

氏 名

連絡先

史跡武蔵国分寺跡周辺地区地区計画区域内における下記の建築計画について、地区整備計画における建築物等に関する事項のうち用途認定基準を活用するため、敷地内緑化計画について、次のとおり事前相談いたします。

項 目	計画概要
店舗等の名称	
建築場所	
建築物の用途	
その他特記事項	
添付資料	<input type="checkbox"/> 用途認定に係る計画概要書（様式1） <input type="checkbox"/> 敷地内緑化計画図（配置図等に記載してもよい） 図面には敷地内緑化率が5%以上（目標15%以上）となることがわかるよう、以下の事項を記載すること <input type="checkbox"/> 緑地とする地積面積（敷地内緑地面積） <input type="checkbox"/> 樹木の植栽計画（樹種、高さ、本数を記載し、換算緑化面積を算出すること） <input type="checkbox"/> その他参考資料（ ）
協議成立日	※市記入欄 年 月 日

別記様式第 11 の 2 (第 43 条の 9 関係)

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

国分寺市長 殿

届出者 住所
氏名 印
(連絡先)

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

{ 土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途の変更
 建築物等の形態又は意匠の変更
 木竹の伐採 } について、下記により届け出ます。

記

1. 行為の場所 国分寺市
2. 行為の着手予定日 年 月 日
3. 行為の完了予定日 年 月 日
4. 設計または施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建築)		(新築・改築・増築・移転)			
	(ロ) 設計の概要	届出部分		届出以外の部分	合計	
		(i) 敷地面積	/		m ²	
		(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²	
		(iii) 延べ面積	m ²	m ²	m ²	
			(m ²)	(m ²)	(m ²)	
(iv) 高さ 地盤面から m	(vi) 用途					
	(v) 緑化施設の面積 m ²	(vii) 垣又はさくの構造				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積		(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
	m ²					
(4) 建築物の形態又は意匠の変更		変更の内容				
(5) 木竹の伐採		伐採面積			m ²	

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、法人の名称と代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 地区計画において定められる内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 都市計画法第 12 の 9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2) (ロ) (iii) 延べ面積欄の () の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2) (ロ) (i) 敷地面積の合計欄及び(2) (ロ) (iii) 延べ面積の合計欄 (同欄中の () は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄) についても記載すること。
- 6 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第 9 条に定める方法により算定すること。

別記様式第 11 の 3 (第 43 条の 11 関係)

地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

国分寺市長 殿

届出者 住所
氏名 印
(連絡先)

都市計画法第 58 条の 2 第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。